則第三十四条第九項」を「附則第三十五条第九項」に改め、同項第一号イ中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に、「条例の」を「条例で」に、「によつて」を「により」に改め、同項第三号中「附則第三十四条第二項第二号」を「附則第三十五条第二項第二号」に改め、同条第四項中「附則第三十二条第三項又は」を「附則第三十四条第三項又は」に、「附則第三十四条第九項」を「附則第三十五条第九項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項各号」を「附則第五十六条の三第二項各号」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)　既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2)　既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3)　既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(4)　既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5)　既に法附則第五十六条の三第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6)　既に法附則第五十六条の三第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7)　既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8)　既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9)　既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11)　平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

附則第二十五条第四項第一項二中「対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号」を「対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十六条の三第二項各号」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号」に、「自動車等に」を「自動車に」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ中「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号」に、「自動車等に」を「自動車に」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ト中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十六条の三第二項第二号イ」に改め、同号チ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同項第二号イ中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十六条の三第二項」に改め、同号ロ中「対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同号ハ中「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に、「対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同号ニ⑴中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号に」を「附則第五十六条の三第二項第二号に」に、「自動車（」を「自動車等（」に、「解体した自動車」を「当該自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十三条の二第二項第二号イ」に改め、同号ニ⑵中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十六条の三第二項第三号」に、「自動車（」を「自動車等（」に、「廃止した自動車」を「廃止した自動車等」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ニ⑶中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十六条の三第二項第三号」を「附則第五十六条の三第二項第三号」に、「自動車（」を「自動車等（」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に改め、同項第三号中「附則第三十二条第三項第二号」を「附則第三十四条第三項第二号」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「附則第三十四条第四項」を「附則第三十五条第四項」に、「附則第三十四条第九項」を「附則第三十五条第九項」に改め、同項第一号イ中「自動車持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ホ中「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号イ中「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改め、同項第四号中「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同項第四号イ中「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「附則第三十四条第七項又は」を「附則第三十五条第七項又は」に、「附則第三十四条第九項」を「附則第三十五条第九項」に改め、同項第一号イ中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ホ中「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に、「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同項第五号中「附則第三十四条第七項第二号」を「附則第三十五条第七項第二号」に改め、同条第七項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、同項」に、「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「軽自動車」を「三輪以上の軽自動車」に改め、同号ロ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ハ中「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ニ中「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十六条の三第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十六条の三第二項第二号イ」に改め、同号ヘ中「対象区域内自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同項第二号中「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第一号」を「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第一号」に、「自動車で」を「自動車等で」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第三号中「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号」を「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に、「にあつては、」を「には、」に改め、同条第四号中「対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号」を「対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては、」を「には、」に改め、同条第八項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に、「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同条第八項第一号ハ中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同条第九項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては、」を「には、」に、「附則第三十四条第十項」を「附則第三十五条第十項」に改め、同項第一号ロ及びハ中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改める。